

## 法人の概要

よみがな	しゃかいふくしほうじんよこはましりはびりてーしょんじぎょうだん			
法人名	社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団			
所在地 (登記簿上の所在地を記載)	横浜市港北区鳥山町1770番地			
代表者	理事長 小出 重佳			
連絡先	電話 045 (473) 0666	FAX 045 (473) 0956	担当者 寺澤 めぐみ	
設立年月日	昭和62年4月1日			
沿革	<p>昭和62年4月1日 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団設立          昭和62年10月1日 横浜市総合リハビリテーションセンターを開所          平成元年10月1日 横浜市戸塚地域療育センターを開所          平成3年11月1日 横浜市中山みどり園を開所 (平成18年8月31日受託終了)          平成4年 9月 2日 障害者スポーツ文化センター横浜ラポールを開館          平成6年1月20日 横浜市北部地域療育センターを開所          平成10年12月1日 横浜市中山福祉機器支援センターを開所          平成11年5月1日 横浜市反町及び泥亀福祉機器支援センターを開所          平成13年3月5日 横浜市北部地域療育センター分室を開所 (平成21年3月31日閉所)          平成13年4月1日 横浜市西部地域療育センターを開所          平成20年10月1日 横浜市戸塚地域療育センター分室を開所 (平成25年3月31日閉所)          平成22年4月1日 横浜市北部地域療育センター児童テイクアウト事業所ぴーす中川を開所          平成23年4月1日 横浜市総合リハビリテーションセンター児童テイクアウト事業所ぴーす新横浜を開所          横浜市戸塚地域療育センター児童テイクアウト事業所ぴーす東戸塚を開所          横浜市西部地域療育センター児童テイクアウト事業所ぴーす鶴ヶ峰を開所          平成25年4月1日 よこはま港南地域療育センター及び児童発達支援事業所ぴーす港南を開所          令和2年1月10日 障害者スポーツ文化センターラポール上大岡を開所</p>			
業務内容及び 業務開始時期	<p>1 横浜市総合リハビリテーションセンター          医療型児童発達支援・児童発達支援 (知的・難聴)、障害者支援施設、          就労支援施設、補装具製作施設、診療所の各運営事業、障害者の相談支援事業、          地域在宅巡回事業、職能評価開発事業、リハビリテーションに関する企画開発          研究事業、障害者・高齢者の住環境整備事業、福祉機器支援センター運営事業、          介助犬・聴導犬の認定・訓練事業、高次脳機能障害支援センター運営事業等</p> <p>2 横浜市戸塚・北部・西部、よこはま港南各地域療育センター          医療型児童発達支援・児童発達支援、診療所の各運営事業、障害児地域巡回事業、          児童発達支援事業所運営事業</p> <p>3 障害者スポーツ文化センター横浜ラポール・ラポール上大岡          身体障害者福祉センター運営事業、障害者のスポーツ振興事業、文化振興事業、          聴覚障害者情報提供施設運営事業</p>			
常勤職員数	518 人 (詳細は別表のとおり)			
平均勤務年数	常勤職員の平均勤務年数 12.9年 (令和3年4月1日現在)			
納税状況	法人税、消費税等租税または労働保険料の滞納の有無 有・ <b>無</b>			
障害者雇用 状況等	<p>雇用している障害者数 8人 障害者雇用率 3.3% (令和3年4月1日現在・雇用状況報告)</p> <p>※その他、障害者等の雇用困難者の雇用促進に関する取組があれば記入してください。</p>			
財政状況		平成29年度決算 (円)	平成30年度決算 (円)	令和元年度決算 (円)
	総収入	5,580,253,626	5,706,623,792	5,689,888,790
	総支出	5,544,434,092	5,647,239,850	5,731,726,724
	当期収支差額	35,819,534	59,383,942	△41,837,934
	次期繰越収支差額	664,750,996	723,134,938	680,297,004
特記事項				

(別表)

「常勤職員数」の職種別内訳

(令和3年4月1日現在)

職種	男(人)	女(人)	計(人)	備考
事務	28	23	51	
社会福祉	20	124	144	ソーシャルワーカー、児童指導員、生活支援員、就労支援員等
保育士	3	85	88	
医師	4	9	13	
看護師	1	31	32	
心理士	4	32	36	
理学療法士	6	25	31	
作業療法士	7	17	24	
言語聴覚士	2	17	19	
工学技師	6	2	8	建築士、義肢装具士を含む
体育指導員	17	11	28	
聴覚障害支援員	2	11	13	
栄養士	0	7	7	
保健師	0	2	2	
臨床検査技師	0	4	4	
薬剤師	0	1	1	
医療事務	0	3	3	
診療放射線技師	1	0	1	
看護助手	0	2	2	
総合受付	0	5	5	
事務Ⅱ	0	6	6	
計	101	417	518	

※ 計は、法人の概要の「常勤職員数」に一致します。

※ 「平均勤務年数」は、令和3年4月1日現在の常勤職員について、のべ勤務月数÷常勤職員数÷12=平均勤務年数で算出してください(小数点第2位四捨五入)。なお、算出上、1月未満の勤務は切り捨てるものとし、のべ勤務月数には算入しないこととします。

※「障害者雇用状況等」欄の雇用困難者の雇用促進に関する取組の記入について  
直接的な雇用のほか、障害者団体等への業務委託の実施等、就労の場の拡大に向けた取組について実施していることがありましたら、記入をお願いします。

## 事業計画書

### (1) 障害者施策の理解、時代認識について

#### <国の動向と今日的課題の認識、並びにリハビリテーションセンターの役割>

ア 平成 25 年には、「障害者差別解消法」が施行され、差別的取扱いを禁止することが、自治体・民間事業者に法的義務として設けられました。また、合理的配慮の提供について、法的義務を自治体、努力義務を民間事業者に規定しました。平成 28 年施行の「改正障害者雇用促進法」では、雇用についての障害者に対する差別の禁止に関して規定がされ、事業主に、障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを義務付けています。障害者の雇用環境が整備され、事業主は「就労についての合理的配慮に関する助言」と「就労を続けられる人材」を求めています。これらの支援をすることがリハビリテーションセンターの役割の一つです。

平成 28 年には、「障害者総合支援法」「児童福祉法」改正され、自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、医療的ケア児支援の規定が設けられました。さらに平成 29 年には、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」(厚労省通知)により、自ら意思を決定することが困難な障害者に対し、意思表出・決定・実現の支援を行うことが示されました。同年には、「発達障害者支援法」も改正施行され、ライフステージにおける切れ目のない支援、社会的障壁の除去、相互に人格と個性を尊重することを求めています。

重度の障害のある方にも意思決定を支援する助言や、ライフステージごとに環境が変化する方にも、その都度支援をすることが求められます。ここにおいても、リハビリテーションセンターは、障害像に応じた個別支援と、地域の支援者に対する支援が役割と考えます。

イ 医療保険制度では、平成 30 年に介護保険に該当する患者の維持期、生活期のリハビリテーションは、医療保険ではなく、基本的には介護保険で実施するよう改正があり、医療保険から介護保険へという大きな流れが確立してきたものと考えます。

また、令和 2 年度の診療報酬改定には、「療養・就労両立支援指導料」が拡大され、脳血管疾患、難病等も対象となり、医療と仕事の両立のため、リハビリテーション医療と就労支援が一体化して支援することが診療報酬上で認められました。リハビリテーションセンターでは、診療所、福祉サービス(地域支援、生活支援、就労支援)の双方の手法を持っており、医療と仕事、医療と日中活動を両立して支援することができます。

介護保険との関係では、生活の基盤を介護保険サービスで整えたいうえで、就労を含む社会参加、役割の獲得の目標に向かって、引き続きリハビリテーション医療や相談支援、プログラム、体験の提供などが必要な場合があります。リハビリテーションセンターでは、これら介護保険サービスにはない支援を行うことが役割です。

ウ 障害児の関係では、平成 30 年度「障害者総合支援法」の改定で、医療的ケア児(者)に対する支援の充実を評価するべく報酬が改定されました。また、居宅訪問型児童発達支援の創設、放課後等デイサービスの基本報酬の適正化がなされました。児童発達支援センター等から、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスも創設されています。

リハビリテーションセンターとしては、総合評価を行い、その結果を他の児童発達支援事

業所等福祉サービス事業所と共有し、対象児・家族の生活の安心につなげることが役割と考えます。

エ 感染拡大防止対策下における、新しい生活様式は、障害児・者の家庭での過ごし方、社会参加や就労の在り方にも影響を与えています。地域との交流が少なくなった障害児・者に対し、家庭生活での困りごとに対応する発信型の相談支援や、就労支援の場面では、新しい働き方、リモートワークに適した就労支援に対応する必要が出てきています。

リハビリテーションセンターは、これら表に出にくい支援ニーズを発見し、必要な支援計画を提案する役割があります。また、就労支援では、新しい働き方に即して、自宅からの就労支援事業への参加などリモートワークに対応したプログラムを開発する役割があります。

オ 職員の業務については、「障害福祉サービス事業所の ICT を活用した業務改善ガイドライン」（平成 31 年度 厚生労働省）にあるように、電子機器など活用した、感染拡大対策下でも効果的な業務管理、インターネットを利用した会議や情報共有、サービス提供と管理の手法を積極的に取り入れることが求められています。リハビリテーションセンターでは、すでに一部 ICT を活用した会議や情報発信を行っていますが、今後も積極的に取り入れ、地域の支援機関を先導し、ICT を活用した業務改善に取り組むことが役割の一つです。

#### <横浜市の施策とリハビリテーションセンターの役割>

ア 「第 4 期障害者プラン」（以下、障害者プラン）では、「発達障害のある人の支援」のなかに「0 次支援の重要性」が記載されています。これは、保育所、幼稚園、学校など障害児・者を主たる対象としない機関等が支援の必要性に気づき、適切な関係機関につなぐこととされます。また、障害者プランでは「地域療育センターにおける療育体制の抜本的見直し」が示され、現在、横浜市の「療育センターあり方検討会」（以下、あり方検討会）で内容を検討しています。リハビリテーションセンターでは、保育所等の職員への「気づき」を高めるための支援を行います。また、「あり方検討会」に参画を継続し、その実践を行う役割があります。

高次脳機能障害について障害者プランでは、「身近な地域における支援体制の強化」が盛り込まれています。リハビリテーションセンターでは、当事者の支援はもとより、家族にとって安心できる生活のための「家族支援」、地域の支援者にとって安定して継続できる支援のための「支援者支援」を役割として担います。

障害者プランでは、「医療ケア児・者等に対する関連分野を調整するコーディネーター」の研修が言われています。リハビリテーションセンターでは、同研修の開始当初から研修企画に参画し、講師としても継続してかかわっています。

イ 「第 2 期子ども・子育て支援事業計画」（以下同計画）では、「地域療育センター運営事業」として、「発達障害児を中心とする新規利用者の増加、ニーズの多様化に対応できるよう機能の見直し」が言われています。リハビリテーションセンターでは、診療に依存することなく、児と家族の困りごとへの相談と支援を早期に始める必要があります。また、同計画では「障害児通所支援事業所等の拡充と質の向上」や「医療的ケア児・者等支援促進事業の推進」が示されています。リハビリテーションセンターでは、上記で提示したとおり、対象児の総合評価を行い、児童発達支援事業所等と共有し支援につなげることや、医療ケア児・者等にかかるコーディネーター研修への参画を役割として担います。

**(2) センター運営の基本的考え方について**

横浜市におけるリハビリテーション施策の中核施設として、高い専門性を総合力として結集し、障害児・者やその家族のよりよい地域生活の実現を目指します。

公的施設として障害児・者やその家族のニーズと、変化するさまざまな時代的要請を的確に把握しつつ、リハビリテーションセンターとして担うべき事業の検証を徹底して行います。新たなサービスを積極的に創出し、横浜市へ施策提案を行い、実行していきます。

また指定管理者として、地域の支援者や関係機関にとって「具体的で実効性のある」支援を「使いやすく、かつタイムリー」に提供できるよう、新しい知見に基づく専門機能を発揮し、地域の支援機関に信頼される施設を目指します。さらに、高い質の事業・サービスの提供を実現するために、各部門における業務改善への取組をさらに推進し、職員一人ひとりの中長期的な経営意識を育むとともに、コンプライアンス意識の定着を図ります。

なお、リハビリテーションセンターでは、対象とする年齢、障害が広範に渡ることから、各事業・サービスの実施については、成人期に生じた障害を主たる対象とする「中途障害対策部門」と、乳幼児期に生じた障害を主たる対象とする「発達障害対策部門」に分けて対応しています。また、「総合相談部門」が利用児者、家族、の相談支援を行い、全体的に把握と関係機関との連携を行い、事業を展開します。以下に、各部門における運営の基本的考え方を示します。各部門の事業は、感染拡大防止対策を十分に行い、新しい生活様式に沿った、新しいサービスも取り入れていきます。

**<中途障害対策部門>**

ア 脳血管障害等による脳損傷後に起こる高次脳機能障害に対する専門的サービスを拡充するとともに、高次脳機能障害支援センターとしての地域支援機能をさらに強化します。

イ 先進的で効果的なリハビリテーションプログラムの開発・定着を図ります。また、最先端の福祉用具の評価・開発を推進します。

ウ 感染拡大防止対策を契機としたリモートワークへの対応など「新しい生活様式と働き方」に沿った就労プログラム・就労支援を行います。

**<発達障害対策部門>**

ア 中核センター機能として、ライフステージに沿った支援を強化するため、学齢後期（中学校期）から青年期以降への連続した医療・福祉サービスの拡充を、肢体不自由、精神発達、難聴言語の各領域に応じて実施します。実施にあたっては、予算措置もふくめ、横浜市との協議を行います。

イ 港北区を担当する地域療育センター機能として、地域の療育関係機関の利用も含めた、総合的な支援プランの作成し提供することを目指します。事業の展開には、横浜市の「療育センターあり方検討会」「発達障害検討委員会」の議論の結果を取り入れていきます。

ウ 難聴発見の早期化や人工内耳装着時の増加に対し、横浜市・市立ろう特別支援学校等と協議しつつ、これらに対応した早期療育体制を整備します。

**<総合相談部門>**

次項(3)に記載します



**(3) センターの総合性及び専門性並びにその確保と総合相談部門の役割について****<総合性について>**

障害児者とその家族のよりよい地域生活を支援し、保障するためには、多岐に渡るアプローチが必要となります。それらをひとつに束ね、より大きな力としていくことが「総合性」の意味するところであると考えます。リハビリテーションセンターでは、開設以来「総合性」を運営の大きな柱のひとつとして掲げてきました。各部門のサービスを連動させた横断的・縦断的なリハビリテーションサービスが提供できるシステムを予めから構築してきました。

**<専門性について>**

リハビリテーションセンターが最も示すべき存在感は、高い「専門性」です。また、利用者をはじめとして、関係機関や他の施設においても「使いやすい専門性」であることが重要です。リハビリテーションセンターは、開所以来リハビリテーション領域における専門スタッフを多く配置し、一般の病院や民間の福祉施設では対応が困難なリハビリテーションサービスについて、その第一人者としての「専門性」を確立してきました。その「専門性」を継続して発揮するには、常に新しい知見を取り入れ、実証しチャレンジしていくことが肝要です。これまで培ってきたことに溺れることなく、「専門性」を更新するための取り組みを行うことが重要であると考えます。

**<「総合性」の確保と活用について>**

- ア リハビリテーションセンター全体の取り組みとして、よりよい利用者支援のために、という高い目的を常に共有し、各部門が横断的に関わる事業を設定します。
- イ 専門性を有効活用し、個々の利用者のリハビリテーションプランの効果的に実施するために、総合相談の機能を高めます。それらを担う人材を育成します。
- ウ リハビリテーションプランに係るカンファレンスを効果的に行い、部門・担当者間での認識共有を進めます。

**<「専門性」の確保と活用について>**

- ア 各専門分野においては、部門・職種で構築した OJT をはじめとする体系的な研修計画をさらに精度の高いものにするとともに、各分野の専門学会での発表や他機関との人材交流等を通して最先端の情報を取り入れ、積極的にリハビリテーションセンターの臨床業務に反映します。
- イ 新しい知見を積極的に取り入れ、常に「専門性の更新」を行います。全国的な調査・研究、事業の研究者、事業者として、日本の医療福祉の発展に積極的に寄与（注1）するとともに、その成果をリハビリテーションセンターの臨床業務に還元します。

注1の例：

- 1) 令和 2～3 年度厚生労働科学研究 「補装具費支給制度等における適切なフォローアップ等のための研究」(代表研究)
- 2) 令和 2～3 年度厚生労働科学研究「障害者に対する社会リハビリテーション支援プログラム及びその評価手法開発に関する研究」(分担研究)
- 3) 令和 3～4 年度厚生労働科学研究「障害特性に対応した住居の構造等の類型化のための研究」(分担研究)
- 4) 令和 3 年度厚生労働科学研究「地域特性に応じた発達障害児の多領域連携における支援体制整備に向けた研究」(研究協力)
- 5) 令和 2～3 年度厚労省「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム事業」

<総合相談部門の役割について>

ア 気軽に相談ができる相談窓口としての機能を有し、障害児・者、家族の困りごとや将来の希望に対し、相談支援（注2）を行います。リハビリテーションセンターの利用に関する相談のみならず、地域で安心して生活を送ることなど、日常的にリハビリテーションセンターのサービスを使わない方への相談支援も行い、地域の関係機関と連携して、支援を進めます。

特に障害児については、診察の申し込みの有無にかかわらず日々の生活に困っている方に対し、保護者の困りごとへの支援を行います。

イ 具体的な利用児・者、家族の支援での連携や、現地（先方の機関）での技術援助、セミナーの開催、カンファランス・自立支援協議会への参画を通じ、地域の関係機関にとってアクセスしやすい、効果的な支援を目指します。

注2：相談支援とは、障害のある人だけでなくその人が置かれている環境や家族状況を受け止め、ケアマネジメントの手法を用いて、本人・家族の希望と意思決定を尊重し、地域での生活を実現・継続していく支援（「横浜市相談支援従事者人材育成プラン」、令和2年度改定、横浜市発行）

**(4) 多様化する市民ニーズを踏まえた課題の把握及び重点的取組みについて****<事業の推移と課題>**

ア リハビリテーションセンターで強化を図っている高次脳機能障害について、医療（リハビリテーション科外来診療、機能訓練、入院）、高次脳機能障害支援センター、障害者支援施設（自立訓練事業）、就労移行支援施設、地域支援課（在宅リハビリテーション事業）で相談、評価、訓練を行ってきており、支援数は年々増加しています。

高次脳機能障害支援数（協約）

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
2,358	2,644	2,677

しかし、感染拡大防止対策下では、相談や問い合わせが少なくなった時期もあり、地域に、リハビリテーションセンターの利用ニーズが埋もれてしまっていることが課題です。地域へのアウトリーチの機能でこれらのニーズを発見し、支援につなげる必要があります。さらに多様な障害状況や支援ニーズへの対応に向けて、医療、福祉のプログラムの開発と更新が必要です。

イ 障害児への取組みについては、受診ニーズの増加に対して、相談から利用が開始される支援体制を作り、保護者の不安軽減につながっています。一方、リハビリテーションセンターだけでなく、地域の児童発達支援事業所等を利用する場合には、当センターの総合的な評価結果をそれらの事業所等と共有する必要があります。

難聴幼児通園機能については、新生児聴覚スクリーニング検査の普及や人工内耳装着児の増加などにより、市内の難聴幼児の支援ニーズが大きく変化、拡大しており、その対応が課題です。

## ウ 人材確保と人材育成

事業団設立 35 年を迎え、設立初期から在籍する職員の退職が徐々に多くなってきています。事業団全体で人材の確保・育成に取り組んできましたが、業務の効率化を進めるとともに、人材の確保について、さらに強化して取り組む必要があります。また、リハビリテーションセンターの各事業に求められる人材は、障害児・者、家族との対応はもちろんのこと、高い専門性と地域の関係機関との連携などの能力が求められ、それにかなう人材を育成する必要があります。

**<重点的な取組み>**

## ア 高次脳機能障害者への支援

リハビリテーションセンターの各部門での取組みを統合し、様々な障害像と目標（社会参加、就労など）に応じた、医療と福祉（社会・職業）のプログラムを一体的に行います。他の施設にはない特色ある高次脳機能障害の個別プログラム、グループプログラムの提供を行い、定着させます。

## イ 障害児への支援体制の整備

横浜市の「地域療育センターあり方検討会」の議論の推移をもとに、相談機能を強化し、総合評価を進めることにより、地域での安定した生活が送れるよう関係機関との連携を進めま

す。また、思春期、成人期以降の支援についても横浜市と予算措置も含めた協議をしつつ、引き続き強化に努めます。

難聴幼児の支援については、横浜市と協議を継続し、個々の人工内耳装用児の言語・コミュニケーション発達に適した療育を行うため、市立ろう特別支援学校・人工内耳手術病院と連携した教育・療育システムの開発・整備を進めます。

ウ 人材の確保、人材育成と業務効率化

事業団全体として、優秀な新採用職員の確保に向けた強化プロジェクトを発足、推進させ、大学等教育機関や関係機関に広報し、就職の相談会等の複数の情報発信をしていきます。

人材育成については、内部の各職種別・担当別の研修会開催、外部研修の参加、内部の職務階層別の研修会を行い、専門性の向上と利用児・者支援の質の向上につなげます。

効率的な業務遂行とサービスの質の向上のため、情報発信、内部及び外部の会議、診察、訓練、サービスの記録など、日常的に活用する ICT の導入を積極的に推進します。

※組織、職員配置計画、研修計画については、様式 4 及び 5 に記載しています。

**(5) 開かれた運営とサービスの向上について****<積極的な情報収集とニーズの把握>**

開かれた運営及びサービスの向上に資するために、障害児・者、市民、関係機関等から積極的に情報を収集し、変化する社会ニーズを的確に把握します。

**<施設情報の公開と情報発信機能の強化>**

ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス、動画による情報提供や双方向性のやり取りを通じ、利用者や関係機関とのコミュニケーションの促進を図ることにより、必要な情報をタイムリーに届けることができるよう、情報発信機能を強化します。

**<利用者の要望や意見の反映>**

日々の利用時において要望、意見を聴取した際は、担当者及び担当管理職が迅速に真摯に対応する体制をとっています。また、施設運営の透明性の確保のため、以下の取組みを継続的に行います。

**ア 運営協議会、保護者連絡会等の開催**

開かれた施設運営を図るため、また、利用者、関係機関等からの要望や意見を聴取するため、運営協議会を定期的に開催するとともに、保護者連絡会等の場を活用して利用者や地域のニーズを的確に把握し、そのニーズを反映した事業展開を図ります。

**イ 満足度調査（アンケート形式）等の実施**

各施設において、それぞれの事業に応じた利用者や家族等に対する満足度調査、フォローアップ等を行うことで、提供したサービスを検証し、改善すべき点は改善したうえで、利用者等のニーズを反映した事業展開を促進します。

**ウ 投書箱の設置**

利用者等が気兼ねなく意見を寄せていただけるよう、リハビリテーションセンター1階から3階の各フロアに投書箱を設置しています。寄せられた意見については、迅速に関係部署で共有し、対応策を作成し、投稿者に対しては回答したうえで、業務の改善等に役立てています。

**エ 苦情解決制度**

各施設が提供するサービスに対する利用者等からの苦情、要望については、事業団として苦情解決規則を定め、苦情の適切な解決を図り、利用者等の権利を擁護するとともに、提供するサービスの質の向上及びサービスに対する信頼を高めます。

**オ 自己評価・第三者評価による施設運営の点検・評価**

利用者等から施設運営に関する意見を聴取した結果に基づき自己評価を行い、リハビリテーションセンター全体で点検、共有します。また、第三者評価など外部の審査を受け、その結果を公表し、客観的な評価に基づいた業務改善を進めることで、事業の透明性を確保します。

**<ニーズに即した事業の実施と人材育成>**

前述した各種の取組みから得た様々な意見、要望等について、利用者ニーズに適したプログラムの開発、職員の技術・資質の向上、施設のアメニティ整備など、様々な視点から検討し、利用者サービスの向上へ活かします。施設のハード面の整備・改修については、障害児・者にとって安全かつ使いやすさ、わかりやすさ、プライバシーの保護等に重点をおいて整備します。

また、職員研修をさらに重ね、経営理念や経営方針、中期目標等共通の目標等についての理解と徹底を図り、職員が一体となってサービスの向上を目指します。

**(6) 施設・設備の維持管理と危機管理について**

**<施設・設備の維持管理について>**

ア 基本的な考え方

リハビリテーションセンターは、昭和 62 年の開所以来、築 35 年目を迎えます。適宜必要な修繕を行うとともに、建物の長寿命化計画に沿って順次大規模工事が行えるよう、横浜市と調整します。

(ア) 様々な障害のある方が安全かつ安心して利用することができるよう、日常の巡視点検・清掃ならびに定期的な保守点検・清掃等の管理を行います。実施にあたっては、「施設・設備の維持保全関係法令」及び「環境法令」などの関係法規を遵守します。

(イ) 施設や設備に異常や不具合、故障等が発生した場合には、利用者の安全に配慮した対応を速やかに実施します。

イ 実施項目・内容

項目	実施内容
建物・設備維持 管理業務	建物の日常点検、電気設備・空調設備の運転・点検・調整、給排水衛生設備の調整・点検、水質検査、消防用設備・中央監視設備 他
清掃等業務	日常清掃、定期清掃、地下冠水時清掃、植栽管理、空気環境測定、鼠及び害虫駆除、水質検査、廃棄物処理 他

ウ 環境及び衛生面への配慮

横浜市の環境政策に協力する形で、ゴミの分別やリサイクル、リデュースに取り組む「ヨコハマ 3 R 夢プラン」に継続的に取り組むほか、ESCO 機器の継続利用等により引き続きエネルギーの高効率化に取り組んでいきます。また、各施設へのアルコール消毒液の設置や密の回避、利用後の消毒対応等を徹底することにより、新型コロナウイルス感染拡大防止にも積極的に取り組んでいきます。

**<施設の危機管理について>**

ア 基本的な考え方

(ア) 24 時間体制で警備員及び中央監視室技術員を配置し、施設内の電気、空調等の管理及び周囲の定期的巡回による異状、不審者・不審物の発見と迅速な対応を行います。

(イ) 災害時における自衛消防体制に基づき、昼夜を問わず、障害のある利用者の安全な避難誘導等を迅速に対応します。また、そのための訓練を定期的実施します。

(ウ) 火災や水害等の発生時に備えた各種防災計画マニュアル等を整備し、災害発生時に万全の体制が確保できるよう、職員全体に周知、徹底を図ります。なお、リハビリテーションセンターは、鶴見川多目的遊水地に立地しているため、特に水害に対しては細心の注意を払い対応することを心がけます。また、自然災害や感染症拡大等を念頭においた BCP (事業継続計画) の策定についても整備を進めます。

イ 警備、中央監視室業務

(ア) 体制：24 時間体制・常時 3 人 (警備業務 2 人、中央監視業務 1 人)

(イ) 業務内容：巡回業務、地下駐車場・遊水地管理業務、緊急出動、設備監視業務等

ウ リハビリテーションセンター危機管理委員会

事業団危機管理委員会の下部組織として、リハビリテーションセンター危機管理委員会を設置しています。原則として週 1 回、アクシデント・インシデント情報の収集・共有、事故等への適切な対応や指示、事故防止対策、災害対策、感染症等に関する検討と周知等を行います。

(様式3-2)

2 個別計画について

(事業名) ①児童発達支援センター(知的)の運営

法人名 横浜市リハビリテーション事業団

事業計画書

**(1) 当該事業に関する基本的考え方**

- ア 主に港北区を担当する地域療育センター児童発達支援として、早期発見・早期療育の観点から、就学前の知的障害児等に対して専門性の高い療育と家族支援を両軸として、集団療育を行います。また、関係機関と連携を図り、子どもとご家族の地域生活を支えます。
- イ 療育プログラムは、個々の発達段階や障害の特性に合わせて、健康な身体作り、情緒面の安定を基本に、日常生活動作、運動機能、コミュニケーション、社会性、認知能力等の向上を目的に、遊びや活動を通して継続的な視点で支援しています。また、保護者の希望を伺い、意見交換しながらプログラム内容や取り組み方法を検討し、実施しています。
- ウ 家族支援としては、療育場面に保護者も参加し、我が子の障害特性について理解を深めながら、特性に合った関わり方を知り、実践できること、家庭での工夫につなげ、成長に伴った課題や関わりを整理することを確認していただくために分離・単独通園の形態を基本に、週1回の親子通園の機会を継続しています。その他、プログラムの振り返りや支援内容の確認を行うクラス懇談、保護者からのご意見を聞く場として園長懇談、子どもの障害に関する理解を学ぶ保護者教室等を通して、子育てに関するさまざまな不安の解消に努め、前向きに安心して子育てできるように支援します。
- エ 保育所・幼稚園に並行して通う利用児については、保育所・幼稚園のインクルージョン機能への支援と療育へのフィードバックを目的に、療育場面の参観とクラス担任による保育所・幼稚園訪問を実施します。また、リハビリテーションセンターの診療部門や地域リハビリテーション部門等と連携し、保育所・幼稚園向けセミナーを系統的に開催します。
- オ 就学前の保護者が子どもの特性や必要な支援についてクラス担任と一緒に整理し、次の教育機関へスムーズに移行できるよう「卒園のまとめ」を作成し、就学に備えてサポートをしています。
- カ 保護者や地域関係機関のニーズを療育に反映させるため、リハビリテーションセンター療育部門運営協議会を年2回開催し、港北区を担当する地域療育センターとして、療育システムやサービスの内容について意見交換を行います。

**(2) 当該事業の実績に基づく課題**

港北区の幼児人口は多く、両親就労家庭の増加等、保護者のニーズが多様化していることから、家庭や地域生活がより安定したものになるよう家族支援、地域支援について充実を図ることが必要となります。

また、知的発達に遅れのある児や行動障害が強い児への高頻度療育での支援内容をより充実させることが重要です。

**(3) 具体的な事業計画**

ア 対象：知的障害児等

イ 受け入れ人数：64人

併設している医療型児童発達支援センターと一体運営を行うことで、効率的、効果的な施設運営に努めています。また、増加している通園ニーズに応えるため、児童発達支援事業所「ぴーす新横浜」とも密接に連携を取ります。

ウ クラス編成

6教室11クラス体制として、1クラスに幼児6人、職員2人を配置します。週1・週2・週3・

週5回の登園頻度を設け、子どもの状態像や年齢、課題を考慮し編成を行います。

#### エ プログラム

(ア) 児童福祉法に基づく早期療育の場として、高頻度療育が必要な児童への頻度保証を行います。個々の発達段階や障害の特性に合わせて個別支援計画を作成し、集団療育プログラムと個別療育プログラムを組み合わせる療育を進めます。

(イ) 家族支援としては、保護者の療育場面への参加による実体験や実践を始め、個別面談、家庭訪問、医師及び専門職による保護者教室の開催、先輩の保護者によるピアカウンセリング、平日の療育に参加できないご家族（主に父親）に対しては土曜、日曜に行う家族参観や家族講座を行い、療育や障害特性についての理解を深めていただき、母親や家庭生活へのサポートにつながるよう支援をします。

#### オ 保育所・幼稚園等のインクルージョン機能への支援

併用先の保育所・幼稚園を対象とした療育参観やクラス担任による保育所・幼稚園への訪問、個々の事例に関するコンサルテーション等を行います。また、リハビリテーションセンターの他部署と協働し保育所・幼稚園を対象としたセミナーの開催、研修会への講師派遣及び保育所・幼稚園職員の現場実習の場を提供します。

#### カ 通園卒園後の保護者支援

卒園児の1年生～3年生の保護者を対象に、学齢期の相談や保護者同士情報交換ができる機会として「卒園児保護者のつどい」を実施し、卒園後のフォロープログラムを設けます。

#### キ チームアプローチによる運営

福祉と医療の一体運営のため、職員間の意思統一や意見交換等を迅速かつ柔軟に行うことができます。また、チームアプローチによる一貫した療育を実現しています。センター他部門と通園部門がその機能を相互に有効活用することで、タイムリーに子どもと家族への支援を行います。

#### ク 療育研究会の継続実施

横浜市内の療育関係機関職員の研修の場である療育研究会を継続実施します。

#### (4) 職員配置の内容 (担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記。)

施設長1人(兼務)、児童指導員6人、保育士6人、心理士1人、発達支援部長1人(兼務)、栄養士1人(兼務)、医師1人(兼務)、事務員1人(兼務)

#### (5) その他 (セールスポイント等)

ア 知的障害児等に関して高度な専門性を有する医師をはじめ、診療部門及び地域リハビリテーション部門との緊密な連携のもとに心理士、作業療法士、言語聴覚士それぞれの専門性にたった個別評価及び集団療育場面における個別評価とチームアプローチを実践しています。

イ 利用児一人ひとりに作成した個別支援計画を保護者と共有し、家庭生活と療育に一貫性をもち家庭や並行利用する保育所・幼稚園においても療育効果が発揮されるよう支援しています。

ウ 今後は週5日、週3日の高頻度のクラスと保育所・幼稚園等の地域を主体とする週1日程度のクラス設定が必要と考えています。すでに、センターでは週1日登園のクラスを設定するなどの対応はしていますが、より効果的な集団療育のあり方等について、法人全体でも検討を開始しています。

エ 事業団として、療育スタッフの人材育成プログラムを開発・実践しています。

カ 横浜市内の関係機関職員を対象とした研修会である「療育研究会」、「療育研究大会」を他部署と連携し企画・運営します。「療育研究大会」については、横浜市と協議をしながら、実施体制の変更を検討します。

(A4判1枚(両面)にまとめてください。)

(様式3-2)

2 個別計画について

(事業名) ②医療型児童発達支援センターの運営

法人名 横浜市リハビリテーション事業団

事業計画書

**(1) 当該事業に関する基本的考え方**

- ア 主に港北区を担当する地域療育センター児童発達支援として、早期発見・早期療育の観点から、就学前の運動発達に遅れがある児及び運動発達障害児等に対して専門性の高い療育と家族支援を両軸として、集団療育を行います。また、関係機関と連携を図り、子どもとご家族の地域生活を支えます。
- イ 療育プログラムは個々の発達段階や障害の特性に合わせて、健康な身体作り、情緒面の安定を基本に、日常生活動作、運動機能、コミュニケーション、社会性、認知能力等の向上を目的に、遊びや活動を通して継続的な視点で支援しています。また、保護者の希望を伺い、意見交換しながらプログラム内容や取り組み方法を検討し、実施しています。
- ウ 家族支援としては、療育場面に保護者も参加し、我が子の障害特性について理解を深めながら、特性に合った関わり方を知る事を目的に新入園児は親子通園を基本とし、継続児の保護者は特性に合った関わり方を実践できる、家庭での工夫につなげる、成長に伴った課題や関わりを整理、確認して頂くために分離・単独通園の形態を基本に、週1回親子通園とし療育参加の機会を継続しています。その他、プログラムの振り返りや支援内容の確認を行うクラス懇談、保護者からのご意見を聞く場として園長懇談、子どもの障害に関する理解を学ぶ保護者教室等を通して、子育てに関するさまざまな不安の解消に努め、前向きに安心して子育てできるように支援します。
- エ 就学前の保護者が子どもの特性や必要な支援について担任と一緒に整理し、次の教育機関へスムーズに移行出来るよう「卒園のまとめ」を作成し就学に備えてサポートをしています。
- オ 保護者や地域関係機関のニーズを療育に反映させるためリハビリテーションセンター療育部門運営協議会を年2回開催し、港北区を担当する地域療育センターとして、療育システムやサービスの内容について意見交換を行います。

**(2) 当該事業の実績に基づく課題**

ここ数年、従来からの医療型児童発達支援センターが対象とする軽・中度の脳性麻痺児が減少し、重度の知的障害を伴う重複障害児、重症心身障害児、濃厚な医療的ケアを必要とする超重症児、運動機能に明らかな障害がない精神運動発達遅滞児、また、自閉症等の広汎性発達障害を伴う肢体不自由児等が増え、児童発達支援に対するニーズの増加、多様化に対応してきましたが、これらのさらに複雑化するニーズへ柔軟に対応するため、様々な工夫が必要となります。

**(3) 具体的な事業計画**

- ア 対象：運動発達に遅れがある児、運動発達障害児
- イ 受け入れ人数：18人  
※併設している児童発達支援センターと一体運営を行うことで、効率的、効果的な施設運営に努めています。
- ウ クラス編成：2教室3クラス体制として、1クラスに幼児6人、職員2人を配置します。クラス毎に登園頻度は週2回、週3回、週5回とし、児童の状態像や障害種別が多岐にわたるため、子どもの年齢、状態像や課題を考慮し編成を行います。

## エ プログラム

児童福祉法に基づく早期療育の場として、高頻度療育が必要な児童への頻度保証を行います。  
個々の発達段階や障害の特性に合わせて個別支援計画を作成し、集団療育プログラムと個別療育プログラムを組み合わせて療育を進めます。

家族支援としては、保護者の療育場面への参加による体験や実践を始め、必要時家庭訪問を実施します。また、平日の療育に参加できないご家族（主に父親）に対しては土曜、日曜に行う家族参観や家族講座を行い、療育や障害特性についての理解を深めていただき、母親や家庭生活へのサポートにつながるよう支援しています。

## オ 保育所・幼稚園等のインクルージョン機能への支援

併用先の保育所・幼稚園を対象とした療育参観やクラス担任による保育所・幼稚園への訪問、個々の事例に関するコンサルテーション等を行います。また、リハビリテーションセンターの他部署と協働して保育所・幼稚園を対象としたセミナーの開催、研修会への講師派遣及び保育所・幼稚園職員の現場実習の場を提供します。

## カ 通園卒園後の保護者支援

卒園児の1年生～3年生の保護者を対象に、学齢期の相談や保護者同士情報交換できる機会として「卒園児保護者のつどい」を実施し、卒園後のフォロープログラムを設けます。

## キ チームアプローチによる運営

必要に応じ個別診察を行い、医療と福祉が一体となって支援を行います。また、専門職（心理士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）の定期的な評価と必要な子どもには訓練を行います。

医療的なケアが必要な子どもには、看護師とクラス担任が連携して体調管理等の支援を行います。カンファレンス（初期・中期・終期）や処遇検討会議等には関係職種が参加し、子どもやご家族に対する支援方針、具体的な支援内容を確認し、関係職員での役割分担を決めています。

### **(4) 職員配置の内容（担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記。）**

施設長1人（兼務）、児童指導員2人、保育士2人、看護師1人（兼務）、理学療法士1人（兼務）、作業療法士1人（兼務）、医師1人（兼務）、栄養士1人（兼務）、事務員1人（兼務）

### **(5) その他（セールスポイント等）**

ア 運動発達に遅れがある児、運動発達障害児に関して高度な専門性を有する医師をはじめ、診療部門及び地域サービス部門との緊密な連携のもとに、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士などそれぞれの専門性に立った個別評価及び集団療育場面における評価と具体的アプローチをチームで実践しています。

イ 利用児一人ひとりに作成した個別支援計画に沿って各領域の目標や支援内容の共有、通園以外の生活の様子聞き取りや保護者の心配事等の相談に応じ、家庭生活と療育に一貫性をもち、家庭においても療育効果が発揮されるよう支援しています。

ウ 濃厚な医療的ケアを継続的に必要とする子どもには、専門医療機関やかかりつけ医との連携を図り、医療職を含む職員間の密接な連携等により、安全かつより効果的な支援に努めます。

(A4判1枚(両面)にまとめてください。)

(様式3-2)

2 個別計画について

(事業名) ③児童発達支援センター(難聴)

法人名 横浜市リハビリテーション事業団

事業計画書

(1) 当該事業に関する基本的考え方

- ア 児童発達支援センター(難聴)は地域サービス部門や診療部門との密接な連携のもとに、聴覚障害がある乳幼児に対し、専門性の高い療育を提供します。横浜市における唯一の難聴幼児の通園施設として、市内全域の難聴児の早期発見・早期療育システムの中核機能を果たします。
- イ 近年の新生児聴覚検査の普及に伴い、生後6か月以前の難聴児の早期発見が可能となり、疾病構造も変化中、これらに対応した早期療育体制を整備します。
- ウ 人工内耳装用児の増加や装用の低年齢化という新たな状況に対応し、個々の人工内耳装用児の言語・コミュニケーション発達に適した療育を行うため、市立ろう特別支援学校・人工内耳手術病院と連携した教育・療育システムの開発・整備を進めます。
- エ 総合的かつ専門的な機能の特質を活かし、通園内にとどまらず診療部門の言語聴覚士との連携により、乳幼児期、学齢期、さらに成人期の聴覚言語障害に至るライフステージに沿った一貫した支援を行います。
- オ 保護者や地域関係者のニーズを療育に反映するために、年2回、リハビリテーションセンター療育部門運営協議会を開催し、療育システムやサービス内容について意見交換を行います。

(2) 当該事業の実績に基づく課題

- ア 新生児聴覚スクリーニングの普及に伴い、療育の必要な市内聴覚障害乳幼児が増えており(平成13年:140人、平成22年:175人、平成31年:200人\*)、難聴通園児数も顕著に増加(平成13年:21人、平成22年:34人、令和元年:48人)しています。このため、令和2年度から横浜市こども青少年局と調整の上、年齢と聴力により一部の難聴児の療育を一時的に市内地域療育センターに依頼しています。難聴の療育ニーズに十分に対応するためには、グループ療育を行うことのできる難聴療育の拠点を市内にもう1か所整備することが急務です。
- イ 就学前人工内耳装用児が増加し、聴覚活用を中心とした療育を行う当施設に対する高いニーズがある中で、体制強化に向けた横浜市の予算措置が進みつつありますが、より一層の強化が必要です。
- ウ 新生児聴覚検査後の早期確定診断から補聴器の装用にスムーズにつながる、横浜市全体の医療・福祉・教育・行政のシステムに課題が残ります。
- エ 新生児聴覚スクリーニング未実施や聴力低下などにより乳児期に発見されなかった難聴児の早期発見に向けて、福祉保健センターや保育所・幼稚園との一層の連携が課題です。
- オ 聴覚障害児・者への支援を乳幼児期から延伸し、成人期に至る継続したライフステージに沿った支援を構築していくことが必要です。

(3) 具体的な事業計画

- ア 対象:横浜市全域の就学前難聴児(軽度から平均聴力レベル概ね90dBまで、及び人工内耳装用児の一部)
- イ 受け入れ人数:最大45人
- ウ クラス編成:3~10人を1グループとし、個別療育と年齢別グループ療育を組み合わせを行います。
- エ プログラム
- (ア) 0歳から就学まで毎週1回の個別療育と年齢別グループ療育を実施し、当施設が開発した「個別療育-個別面接-グループ療育-保護者集団面接-保護者教室」からなる包括的な療育プロ

グラムにより、難聴児とその保護者への専門的な支援を行います。

- (イ) 最新の機器と技術を用いて早期の正確な聴力検査の実施と、デジタル補聴器の最適なフィッティングを行っています。
- (ウ) 親子のコミュニケーションの状態に即した個別面接を実施し、グループ療育では親子の共同活動をとおして保護者の適切な関わり方の学習を促します。また、毎回グループ保護者面接を行い、難聴児に適した家庭療育への助言と保護者間のピアカウンセリングを行います。
- (エ) 保護者教室を系統的テーマ設定により実施します。保護者教室は市内地域療育センターを利用している難聴児も参加できるようにし、全市的に提供しています。また、卒園児・在園児交流会を開催し、学齢期から成人期の難聴児者及びその保護者と在園児が交流し、将来の見通しを持つ機会を設けます。
- (オ) 家庭訪問、保育所・幼稚園訪問等を通じ、療育効果が家庭や園でも発揮できるように支援します。保育所・幼稚園職員を対象とした夏期療育参観と聴覚障害療育セミナーを実施し、聴覚障害児のインクルージョンを支援します。
- (カ) 福祉保健センターとの連携を強化し、新生児聴覚スクリーニング未実施や聴力低下などにより乳児期に発見されなかった難聴児の早期発見を推進します。また、聴覚障害療育セミナーなどとおして、保育所・幼稚園への難聴の啓発活動を行います。
- (キ) 難聴児への支援を学齢期～成人期まで延伸し、補聴器のフィッティングやライフステージ・生活環境の変化に伴うコミュニケーション・障害理解への支援を行います。
- (ク) 難聴児の支援ニーズが大きく伸びていることについて、横浜市と協議を継続し、個々の人工内耳装用児の言語・コミュニケーション発達に適した療育を行うため、市立ろう特別支援学校・人工内耳手術病院と連携した教育・療育システムの開発・整備を進めます。
- (ケ) 市内中核センター機能として、中学校期以降の難聴重複障害に関しての専門外来を行い、地域の医療機関で対応が困難な重度難聴重複障害児の耳鼻科診察、聴力検査や補聴器のフィッティング、コミュニケーション支援を行います。これにより幼児期～学齢前期の療育を行う地域療育センターのサービス終了後からリハビリテーションセンターへの療育ルートが確立され、成人期までの一貫したリハビリテーションサービスが可能です。

**(4) 職員配置の内容 (担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記。)**

施設長 1 人、児童指導員 1 人、保育士 1 人、臨床心理士 1 人、言語聴覚士 7 人、発達支援部長 1 人 (兼務)、医師 1 人 (兼務)、看護師 1 人 (兼務)、事務員 1 人 (兼務)

**(5) その他 (セールスポイント等)**

ア 調整機能

横浜市内唯一の難聴幼児の通園施設として横浜市全域から難聴乳幼児を受け入れ、ろう学校及び地域療育センターと難聴乳幼児の早期療育に係わる役割分担を行っています。ろう学校及び地域療育センター等とは、運営協議会を年 1 回開催、市内聴覚障害乳幼児実態調査を 3 年ごとに行い、市内関係機関と連携し状況変化に応じた対応策を検討・実施するなど、難聴乳幼児の療育システムを調整する中核的役割を担っています。また「横浜市難聴・言語通級指導教室・ろう特別支援学校・難聴幼児通園施設連絡会」を開催し、市内難聴療育・教育機関間の縦の連携を強化しています。就学前難聴乳幼児の現況を横浜市子ども青少年局や健康福祉局等に随時発信し、施策への提言を行っています。

イ 情報発信機能

難聴の医療・福祉制度などの最新の情報やデジタル補聴器に関する情報を各地域療育センターに提供しています。

\*市内難聴乳幼児実態調査 (横浜市総合リハビリテーションセンター難聴幼児課実施) による。

(A4判1枚 (両面) にまとめてください。)

(様式3-2)

2 個別計画について

(事業名) ④児童発達支援事業所「ぴーす新横浜」の運営 法人名 横浜市リハビリテーション事業団

事業計画書

**(1) 当該事業に関する基本的考え方**

ア 「ぴーす新横浜」は、主に港北区を担当する地域療育センター児童発達支援事業所として、通年での継続的なサービスを実施しています。リハビリテーションセンター診療部門、相談調整部門等との密接な連携のもと、発達障害特有のライフステージを見通した専門知識と技術の導入による療育及び保護者支援を両軸におき、週1回の集団療育を行います。

イ プログラムについて、高機能発達障害児の状態像の多様性や活動範囲の広さ、保護者のニーズの多様性などを考慮し、集団プログラムの充実とともに、個々の状況に合わせた個別プログラムの充実を図ります。また、保護者支援については、利用児それぞれの発達段階や保護者の障害認識に対応した保護者教室を年間で計画し利用児の集団プログラムとも連動しながら実践します。

ウ 利用児は、そのほとんど全てが地域の保育所、幼稚園を並行利用していることから、児が通っている園との密接な連携が必要です。相談調整部門と連携して、保育所・幼稚園のインクルージョン機能を支援するためのプログラムの充実を図り、実践します。

エ 就学に向けて学校との連携を強化するとともに、卒園児に対しては居場所づくりとしての施設開放、保護者への相談支援など、特に低学年の時期のフォローアッププログラムを充実させます。

オ 保護者や地域関係者のニーズを療育に反映させるため、利用者への満足度調査の実施やリハビリテーションセンター療育部門運営協議会での意見交換等を行います。

**(2) 当該事業の実績に基づく課題**

開所以来、高機能発達障害児に対して週1回の集団療育を提供してきましたが、地域生活を主体とする発達障害児の中には知的発達に遅れを伴う場合も多く、週1回程度の集団療育を必要としている児は相当数いると考えます。そうした場合、ぴーす(児童発達支援事業所)の対象、頻度、支援内容を見直し整理していく必要があります。

高機能発達障害児の状態像は多様であり、民間の児童発達支援事業所も多く存在する中、多様化するニーズに対応するためには、個々に応じたプランを立て、頻度等も含めた新たなサービスを構築していく必要があります。また、高機能発達障害児は、保護者が孤立感を持ちがちであることや、学校教育の中でも個別的な配慮が必要であることから、卒園児とその保護者、学校での集団適応に対する支援が重要となります。フォローアップ活動を通じて、将来的には知的障害のない学齢高機能発達障害児の地域拠点としての機能を果たすことを目指していきます。

**(3) 具体的な事業計画**

ア 対象：高機能発達障害及び地域生活を主体とする知的発達に遅れがある発達障害児（低年齢～学齢児まで）。

イ 受け入れ人数：48人

週1回集団療育に限らず目的や個々の状況に応じて、低頻度(月2回)の集団療育などサービスのバリエーション増やします。また、療育センター受診時期が低年齢化している状況もあり、3歳児からの利用を積極的に考えていきます。

ウ クラス編成：2教室8クラス体制として、1クラスに幼児6人、職員2人を配置します。

月曜日及び午後の時間帯には、保育所・幼稚園への支援、保護者との個別面談、卒園児へのフ

フォロー、また一次支援である広場事業を相談調整部門と協働で行っていきます。

#### エ プログラム

(ア) 児童福祉法に基づく早期療育の場として、個別化されたプログラムによる集団での療育を行い、青年期の不適応を念頭に置いた、発達障害の幼児に対する予防的プログラムを開発・実践します。

(イ) 各種の保護者支援プログラムを提供します。親子登園日における療育参観、療育担当者による個別カウンセリング、保護者教室の開催、日常の療育場面に参加することができない父親等を対象とした土曜日開催の家族教室等のプログラムを通して、保護者の養育技能への支援とメンタルヘルスの維持を支援します。

#### オ 保育所・幼稚園等のインクルージョン機能への支援

併用先の保育所・幼稚園を対象とした療育参観や園訪問、個々の事例に関するコンサルテーション、また、保育所・幼稚園職員を対象とした研修会への講師派遣及び保育所・幼稚園職員の現場実習の場を提供します。

#### カ チームアプローチによる運営

療育を直接担当する児童指導員・保育士を中心に、医師、心理士、言語聴覚士、作業療法士、看護師、ソーシャルワーカー、体育指導員等が直接的・間接的に療育にかかわり、チームアプローチを行います。

#### キ 卒園児への支援

低学年(1～2年生)と3年生以上では相談内容に違いがあるため、低学年(1～2年生)対象のサービスと3年生以上のサービスに分け、それぞれのニーズに合わせたサービスが展開できるよう整理し実施していきます。

#### **(4) 職員配置の内容(担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記。)**

施設長1人、児童指導員・保育士5人

#### **(5) その他(セールスポイント等)**

ア 高機能発達障害児に関して高度な専門性を有する医師及び各専門職との密接な連携のもとにチームアプローチを実現しています。また、センター他部門と「ぴーす新横浜」が、その機能を相互に有効活用することで、ライフサイクルに沿った一貫したサービスを提供しています。

イ 保護者支援としては、保護者自身のメンタルヘルスへの支援と、利用児一人ひとりに作成した個別支援計画を保護者と共有し、療育の場面での効果が家庭や地域生活に応用・普及することを促進するための支援プログラムを実践しています。

ウ 発達障害に対するニーズは日々変化しており、地域によっても変わっています。また、発達障害に対する療育手法も確立したものが少ないことから、地域療育センターとの連携という横のつながりは重要です。現在、ぴーす園長会、チーフ級の職員で構成する業務調整会議等で、情報の共有、療育手法、内容の標準化等を行っています。

エ 保育所・幼稚園の職員に対して、相談調整課、通園課と協力して研修会の自主開催、保育所主催の研修会への講師派遣及びコンサルテーションなど、多様な支援をしています。

オ 事業団として療育及び保護者支援に関わる療育スタッフの人材育成プログラムを開発・実践しています。

(A4判1枚(両面)にまとめてください。)

(様式3-2)

2 個別計画について

(事業名) ⑤障害者支援施設の運営

法人名 横浜市リハビリテーション事業団

事業計画書

(1) 当該事業に関する基本的考え方

- ア 一般の医療機関や回復期リハビリテーション病棟、介護保険施設などでは対応することができない、医療、社会、職業分野を包括した総合的なリハビリテーションサービスを提供します。
- イ 比較的若年の地域・在宅障害者の自立や社会参加を目的として、一定期間集中した社会生活力プログラムを提供します。
- ウ サービス等利用計画を踏まえ、診療部門による障害の予後診断にもとづく個別支援計画を作成し、心身機能の回復、社会生活力の獲得や向上、就労・復職支援等のプログラムを入所・通所の形態で提供します。就労移行支援事業との連携により、利用者の社会参加や就労を支援します。
- エ 高次脳機能障害者への支援の強化として、平成28年4月から、自立訓練(生活訓練)事業を受託し、通所のグループプログラムとして、社会・職業・医学的リハの包括的なサービス提供を行ってきました。平成31年4月からは、自立訓練(機能訓練)事業にと統合し、より柔軟なサービス体制を構築してきました。
- オ 施設利用に際しては、本人の意思および人権の尊重、プライバシーの保護とあわせて、感染拡大防止対策に万全を期したうえで、良質なサービスの提供に努め、利用者満足が得られる支援をめざします。

(2) 当該事業の実績に基づく課題

自立訓練(機能訓練)事業実績(\*平成28年度~平成30年度は、自立訓練(生活訓練)も含む)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
利用者数(人)	64	74	89	85	65
新規利用者(人)	53	53	70	65	38
終了者数(人)	42	51	67	58	49
平均利用期間	6.0か月	6.1か月	6.2か月	7.5か月	7.4か月

脳血管疾患の後遺症による身体障害者が多い当施設は、介護保険との競合もありますが、新規利用者は増加しています。先の指定管理期間と新規利用者平均を比較すると、1.6倍の受け入れを行いました。支援期間については、高次脳機能障害の影響などで生活管理に課題のある方や通所によるフォローアップが必要な方が増えていますが、平均利用期間を維持し、短期通過機能を果たしています。

入所支援を終了し、地域でその方の望む生活を構築・維持するためには、機能訓練の通所利用による生活のモニタリングと地域支援者との連携、次のステップに向けた支援をする必要があります。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、受け入れについては一部制限を設け対応を行いました。

(3) 具体的な事業計画

- ア 受け入れ人数：施設入所支援事業30人、自立訓練(機能訓練)事業36人
- イ プログラム：リハビリテーションのゴールとその達成までの期間を明らかにし、利用者との合

意により、利用者自身が力をつけるためのプログラムを実施しています。

(ア) 社会生活力プログラム

身体障害者が地域で生活する上で生じる様々な個別課題について、社会生活力を高めるための個別あるいはグループプログラム等を通して支援しています。また、高次脳機能障害者に対し、医学・社会・職業それぞれの専門性を活かし、代償手段・補完行動の獲得、障害理解の促進、認知機能の改善を目標とした横断的なプログラムの提供を行います。

(イ) 医療、職業面のプログラム

診療所との連携により、健康・栄養管理、理学療法、作業療法、言語治療、認知リハビリテーションやカウンセリング（心理）、体育指導を実施します。

また、就労支援課との連携により、復職や新規就労、福祉的就労に向け、職業相談、職能評価、職業前訓練を実施し、発症後から就労に至る一貫した支援を行います。

ウ モニタリング

施設利用終了者と地域支援者に対し、“住み慣れた地域・住みたい地域”での地域生活の定着を支援するため、必要に応じて一定期間、在宅リハビリテーション部門、高次脳機能障害支援センターと連携してモニタリングを実施します。

エ その他

(ア) 利用率を確保し、行政、医療機関、教育機関、相談支援事業所を含めた障害者支援機関等との円滑な連携を図るため、施設説明会（社会リハセミナー）、特別支援学校等を対象とした見学会の開催や訪問による情報交換、Webを活用したセミナー等を継続して行います。

(イ) その他の業務として、横浜市の障害者緊急対応事業を受託し、後見的支援を要する障害者のため、福祉保健センターの登録者を対象に、夜間休日の緊急対応や一時保護事業を実施します。

(ウ) 横浜市障害者虐待防止事業について、必要に応じ一時保護を受け入れます。

**(4) 職員配置の内容（担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記。）**

施設長 1 人、サービス管理責任者 1 人（兼務）、生活支援員 9 人、看護師 1 人、自立支援部長 1 人、栄養士 1 人（兼務）、医師 1 人（兼務）、理学療法士 1 人（兼務）、作業療法士 1 人（兼務）、事務員 1 人（兼務）

**(5) その他（セールスポイント等）**

ア リハビリテーションセンター内の障害者支援施設として、診療部門や就労支援課と総合的な支援ができる強みを活かし、発症から地域生活や復職・就労に至るまでの一貫した支援を行っています。

イ 地域移行にあたり、障害者スポーツ文化センター横浜ラポール等におけるスポーツ・文化活動への参加や、高次脳機能障害者支援センターと連携して中途障害者地域活動センター等での活動に繋げるなど、30代～40代の青・壮年期の身体障害者に対し、介護保険のサービスに留まらない様々な社会参加に向けた支援をしています。

ウ 高次脳機能障害者等に対する支援については、高次脳機能障害者支援センターを併設しているリハビリテーションセンターとして実績や豊富な経験があります。高次脳機能障害者に対するグループプログラムの提供は、全国的にも実践施設が少なく、先駆的な取り組みとして認識されています。

(A4判1枚（両面）にまとめてください。)

(様式3-2)

2 個別計画について

(事業名) ㊸就労支援施設の運営

法人名 横浜市リハビリテーション事業団

事業計画書

(1) 当該事業に関する基本的考え方

- ア 横浜市におけるリハビリテーションの中核施設に設置された就労支援施設では、高次脳機能障害等の影響から、より丁寧な就労支援が必要な方達に対して、必要な支援を提供します。また、社会一般の動向にも着目し、利用者が働き続けるために必要と思われる支援については、積極的に取り入れていきます。
- イ 評価・訓練・移行支援までを一貫して対応し、退所後の状況についてもモニタリングをとおし、就労定着支援を行います。
- ウ リハビリテーションセンターの総合性及び専門性を活用して、診療部門による障害の予後予測にもとづいた個別支援計画を作成し、心身機能の回復、生活機能の向上、就労・復職支援等の各種プログラムをリハビリテーションセンター関係部門と連携し、横断的に実施するとともに、「治療と仕事の両立支援」なども活用して、利用者が健康に配慮した職業生活を維持できるよう、職場環境や支援体制の整備に向けた支援を行います。
- エ 施設利用に際しては、本人の意思および人権の尊重、プライバシーの保護とあわせて、良質なサービスの提供に努め、利用者満足が得られる支援をめざします。

(2) 当該事業の実績に基づく課題

利用者状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延べ利用者数	357人	311人	376人
新規利用者数	30人	45人	32人
退所者数	37人	33人	39人
平均月間在籍者数	29.8人	25.9人	31.3人
定員数	30人	30人	30人
在籍率	107.5%	98.9%	113.3%
平均在籍期間	10.1か月	9.4か月	8.9か月

- ア 感染防止対策をきっかけとした、「新しい生活様式」をもととした「新しい働き方」が求められています。これらに対応する、リモートワークの技術、在宅就労での生活リズムと健康状態の自己管理などのプログラムの開発と定着が課題です。
- イ 在宅作業のプログラム提供が可能となってきたため、在宅障害者や難病等により外出が困難な方の就労ニーズに対する支援も検討する必要があります。

(3) 具体的な事業計画

- ア 対象者：15歳以上の障害者手帳所持者（又は診断により障害が認められる一部の者）
- イ 受け入れ人数：通所30人
- ウ プログラム：復職や新規就労に向けて必要な職業能力の習得・開発を図るため、次のサービスを提供します。  
(ア) 就労準備（職能訓練・評価）

通所による、パソコン作業、簡易事務、加工組立、園芸等の簡易作業を通じて体力・作業耐久性を確認し、基本的労働習慣の獲得や基礎的な作業能力の向上を目指します。新しい働き方の一つとして注目されているリモートワークプログラム（在宅作業）では、ZOOM等を活用した朝礼等の参加やグループ討議と議事録作成、テーマに沿ったプレゼンテーション資料作成・発表など、パソコンソフトなども活用し、実務に近い形で参加できるプログラムを提供します。また、医療との協働プログラムでは、職場で求められるコミュニケーションや様々な後遺症特有の症状に応じた対応策をグループで共有することなどを通して障害理解の促進と実用的な方法を確認します。さらに外出困難な方、難病の方の在宅就労への支援プログラムを開発、検討します。

(イ) 就労移行支援

復職支援では、企業から求められる復職調整や職務再設計の提案、職場実習の活用等をとおしてスムーズな復職を目指します。新規就労についてはハローワークと連携し、ハローワーク主催の面接会への参加や障害者雇用率未達成企業への働きかけなどにも協力しながら、両者にとって無理のない働き方での就職を目指します。

(ウ) 就労定着支援およびモニタリング

就労定着支援については、定期的な面談等のほか、必要に応じて職場訪問等を実施します。

(エ) 生活支援

就労に必要なとされる生活支援や社会生活力（交通機関の利用、コミュニケーションなど）などの就労準備に関する支援では、障害者支援施設（機能訓練事業）の役割を強化し、就労移行支援のプログラムと一体的に提供することで支援の効果・効率化を進めます。

(オ) 健康管理・栄養指導・機能訓練等

利用者の障害状況に応じ、他部門との連携により健康管理、栄養指導、機能訓練等を行い、就労後も働き続けるために必要な健康維持・管理の方法について、実体験できる時間を定期的に設定し、実践方法を習得し、就労後も続けられるよう支援します。

**(4) 職員配置の内容（担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記。）**

施設長1人、サービス管理責任者1人、職業指導員5名、生活支援員1名、就労支援員1名、作業療法士1人、医師1人（兼務）、事務員1人（兼務）

**(5) その他（セールスポイント等）**

ア 就労支援へのプロセスを医学的リハビリテーションや社会リハビリテーションと一貫した流れの中で実施することができ、効果・効率的な支援が実施できるだけでなく、利用者への安心感につながります。

イ 診療部門の医師、心理士、作業療法士等の専門職、相談部門、高次脳機能障害支援センターとの協働体制により、就労支援に向けた評価や訓練プログラムの提供の横断的な実施体制が確立しており、他の就労支援施設にはない支援を提供することができます。

ウ 地域の障害者支援機関・施設に対して、障害者の雇用や就労に関する専門的技術の提供や助言を行うなど、障害者の社会参加、特に職業分野での後方支援機能を有しています。

エ 特に高次脳機能障害者への復職支援は、評価・訓練・移行支援の各段階で丁寧でより実践的な関わりが求められており、他の機関では実施困難です。また、復職先との調整についても、これまで蓄積してきたノウハウを活用した対応は、利用者支援に確実に活かされます。

(A4判1枚(両面)にまとめてください。)

(様式3-2)

2 個別計画について

(事業名) ⑦補装具製作施設の運営

法人名 横浜市リハビリテーション事業団

事業計画書

(1) 当該事業に関する基本的考え方

ア 身体障害者福祉法に規定される補装具製作施設は、身近に補装具事業者が存在せず、補装具を入手しづらい地域に住んでいる利用者の便宜を図るために、国が設置したものです。横浜市は民間の補装具事業者が身近に存在し、個々の障害特性に応じた義肢装具・車椅子・座位保持装置・重度障害者用意思伝達装置等の補装具ニーズに高いレベルの技術で応えています。

このため、当センターの補装具製作施設では、①事業団の総合性と専門性を活かして、民間事業者では技術的に困難な事例に対応する、②補装具に関する新たな技術開発と先進技術の先取導入を図り、その成果を民間事業者に還元する、これらにより横浜市域における補装具全般の技術水準の向上を図ることが基本的な考え方です。

イ 事業団独自の補装具事業者選考基準の適用により、一定の技術力を有する民間事業者との協働体制を構築し、利用者への補装具の提供を質量ともに保障します。

ウ 補装具クリニックを福祉機器支援センター、地域療育センターでも実施し、利用者の地域的利便性を確保します。

エ 事業実施にあたっては、利用者の個人情報保護ならびに利用満足度の確保に努めるとともに、今後、時代に見合った補装具の提供ができるような事業展開を図ります。また、本事業は、企画研究開発事業と一体的に運営されています。

(2) 当該事業の実績に基づく課題

<実績>

補装具クリニック来所者数 (人)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
新規来所者	1,290	1,177	1,031	1,013	1,280	1,046
再来者	2,420	2,330	2,364	2,347	2,384	2,021
合計	3,710	3,507	3,395	3,360	3,664	3,067

横浜市内で判定される障害者の補装具の40~50%を当センターで処方しています。

テクノロジーの発展に伴う新たな補装具の適合技術の向上を図るとともに、処方・製作された補装具が適切に使用されているかについても確認体制を拡充していくことが課題です。

(3) 具体的な事業計画

ア 補装具クリニック (障害者更生相談所への技術協力による利用者への質の高い補装具適合サービス)

障害者更生相談所、リハビリテーションセンター診療部門・総合相談部門・地域リハビリテーション部門と連携して、補装具クリニックを開催します。また、福祉機器支援センター・地域療育センターでも補装具クリニックを実施することで、横浜市内補装具利用者の地域的・頻度的利便性を高めるとともに、質の高い補装具を提供します。

リハビリテーションセンター：義肢装具外来（週3回）、車椅子・座位保持装置外来（週1回）

福祉機器支援センター：反町福祉機器支援センター（月1回）、中山福祉機器支援センター（月2回）、泥亀福祉機器支援センター（週1回）

地域療育センター：戸塚地域療育センター（週1回）・北部地域療育センター（月1回）、西部地域療育センター（月3回）、港南地域療育センター（月2回）

#### イ 訪問によるサービス

補装具クリニックへ来所するのが困難な重度障害や難病の利用者の便宜を図るとともに、生活での補装具の適切な利用を促進するため、障害者更生相談所の巡回相談事業やリハビリテーションセンターの在宅リハビリテーション事業と連携し、利用者の家庭や身近な場所でサービスを提供できる体制を強化します。

#### ウ 技術開発、先進技術の先取導入、民間事業者の技術水準の向上

主に工学的視点から、補装具に関する技術開発及び国内外で開発された先進技術を先取導入し、それを横浜市内補装具事業者に戻元することによって、横浜地域の補装具技術水準の向上に努めます。

#### エ 困難事例に対するサービス

横浜市内補装具事業者では技術的に対応困難な利用者に対し、研究開発部門が保有する高度な工学的専門性を活用して独自に補装具を製作・提供します。

#### オ 補装具と福祉機器との併用を要するサービス

研究開発部門の臨床工学サービス事業と連携し、補装具と福祉機器との併用が必要な利用者に対して個別に作製・提供することで、そのリハビリテーションを支援します。

#### **(4) 職員配置の内容（担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記。）**

施設長1人（兼務）、工学技師6人（含1人兼務）、作業療法士1人

#### **(5) その他（セールスポイント等）**

研究開発課兼務でリハビリテーションサービスに従事する工学技師と作業療法士が関与しているのが特長です。事業団各部門が有する専門性を活かして、民間補装具事業者や他の製作施設では対応困難な利用者の補装具製作を実施してきました。特に車椅子、電動車椅子、座位保持装置の製作では、日本の先駆的技術センターとしての役割を果たしています。

これまでに、クッション性に優れたゲル素材や、通気性の良いメッシュ素材、マグネシウム合金など新しい素材をいち早く取り入れた製作手法の提案や、汎用性のある車椅子クッションなどの製品化を行っています。このように、引き続き補装具に関して日本をリードする専門機関として、技術・サービス水準を維持するために鋭意努力します。

(A4判1枚（両面）にまとめてください。)

(様式3-2)

2 個別計画について

(事業名) ⑧診療所の運営 (障害児関係)

法人名 横浜市リハビリテーション事業団

事業計画書

**(1) 当該事業に関する基本的考え方**

**<港北療育センター機能>**

ア 港北区の地域療育センター診療部門の役割を担います。相談から利用が開始される支援体制を構築し、保護者の不安軽減を図ります。相談から始まるセンター利用の流れの定着と、診療に依存しない支援体制の構築を図ります。

イ 相談申し込みから、相談支援を中心とする一次支援を経て診療プランに至ったケースに対して、スムーズに診断・評価＝二次支援の導入を図ります。

ウ 福祉保健センター、医療機関、児童相談所、保育所・幼稚園、学校等と緊密な連携をとり、診断・評価、療育への導入を図ります。

エ 急増する知的・精神発達障害児や高機能発達障害児、高度な医療ケアを要する重症心身障害や運動発達障害に対する先進的な早期診断システムの確立と療育技術の開発を行います。

オ 学齢期の知的・精神発達障害児、運動発達障害児に対する医学的リハビリテーションの拠点として、専門的医療を提供するとともに教育機関との連携を図り、技術支援を行います。

**<中核センター機能>**

ア 横浜市の早期介入の中核機能を果たす施設として、知的・精神発達障害、運動発達障害、聴覚障害に対する専門的、先進的医療を提供し、他の療育機関では対応困難な障害に積極的に取り組みます。

イ 学齢後期支援事業の実施機関として、医学、心理学的な診断、評価の精度を高め、医療、福祉、教育、就労など関係機関とのネットワークを形成し、支援システムの確立と支援技術の開発を行います。

ウ 思春期から成人期に至る知的・精神発達障害、運動発達障害に対して、事業団内関係部署（自立支援部、地域リハビリテーション部門、横浜ラポール）と連携した支援体制を整備します。

**(2) 当該事業の実績に基づく課題**

**<港北療育センター機能>**

ア 受診ニーズの増加に対しては、相談から利用が開始される支援体制を構築することで、保護者の不安軽減を図る体制が整いました。今後は、相談から始まるセンター利用の流れの定着と関係機関への周知、診療に依存しない支援体制の整備が課題です。

イ 知的・精神発達障害児の診断技術の向上により、発見がより早期化しています。発見・診断と同時に支援を開始できるよう、初診時期の低年齢化に対する支援体制の確立が課題です。

ウ 学齢期発達障害児の支援について、LD（学習障害）を含む学齢前期特有の課題に対して、専門的な診断、他職種による評価システムの構築と教育とのネットワーク形成が課題です。

**<中核センター機能>**

ア 学齢障害児支援事業では、特別支援教育総合センターと連携して、横浜市内全ての情緒障害通級指導教室と地域療育センターとによる「合同事例検討会」を開催しています。学齢後期までを視野に入れ、プログラムを発展させることが課題です。

イ 学齢後期支援事業では、思春期から成人期に至る知的・精神発達障害の診断、評価、支援技術の開発、関連機関を含めた支援システムの整備を行いました。今後は医療前提ではない相談支援の充実と、関係機関とのネットワークを形成することが課題です。

ウ 運動発達障害の入院診療（親子入院、生活リハ入院、回復期リハ入院）のシステムを構築し、プログラムを提供しました。地域療育センター利用者へのサービスの汎化と、その後の継続的な家庭生活支援のプログラム開発が課題です。

エ 学齢後期から成人期の利用者増加に対する医療・福祉の総合システムを整備しました。特に思春期以降の運動発達障害に合併する、精神発達（認知や社会性等）の課題に対応するため、肢体不自由児（者）特有の精神面の問題を評価する技術と支援プログラムの開発が課題です。

### (3) 具体的な事業計画

#### <港北療育センター機能>

- ア タイムリーな診療を保障するため、医師の診察枠を確保します。また、申込直後からのソーシャルワーカーによる個別の相談対応、広場事業の拡充、心理士による個別の相談対応、保育所・幼稚園への巡回相談などを行います【一次支援の充実】。
- イ 知的・精神発達障害、運動発達障害の児に対する多職種チームによる外来集団評価を継続実施します【二次支援の充実】。医師による診断、集団評価や各専門職による評価を統合して「総合評価」とし、療育センターとしての「総合プラン」を策定します。
- ウ 保護者支援、家庭支援および就学支援に特化したプログラム(講座やペアレント・トレーニングなど)を発展させます。【継続支援の充実】
- エ 知的・精神発達障害に対する早期介入システムを確立し、療育技術の開発を継続します。特に低年齢児から利用可能な療育サービスの提供を行います。【継続支援のバリエーション拡充】
- オ 福祉保健センターと協働で行われる療育相談事業、保育所・幼稚園を対象とする研修会等において、地域関係機関の早期発見とインクルージョン機能に対する支援を継続します。
- カ LD(学習障害)に対しては、多職種による総合的なチーム評価を行います。また、カンファレンスにより評価結果を共有し、教育との連携と学習環境の改善を支援します。

#### <中核センター機能>

- ア 特別支援教育総合センターと連携して、「合同事例検討会」を継続し、学齢後期を視野に入れて発展させます。また、教職員向け研修会へ講師を派遣し、障害児教育への支援を継続します。
- イ 運動発達障害に対する学齢期から成人期における総合的な支援システムを整備します。「フォローアップ外来」の継続、リハセンター障害者支援施設が実施する、「社会生活力プログラム」との有機的連携、横浜ラポールと協働した余暇活動支援プログラムの継続、成人期に向けたテーマにした保護者教室の開催、地域福祉施設への技術支援を継続します。
- ウ 親子入院以外の入院プログラムとして、日常生活及び社会生活の自律を目的とした「生活リハビリテーション入院」プログラムを継続します。
- エ 評価技法や精度が未確立な肢体不自由児者の精神・心理面のアセスメント技術と自立を支援するプログラムを開発します。
- オ 幼児期から成人期に至るAAC(補助・代替コミュニケーション)支援については、特別支援学校教員、在籍児保護者への広報、啓発をすすめます。

### (4) 職員配置の内容(担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記。)

[診療所全体] ※診療所の運営について(⑨障害者関係)に記載のとおり。

### (5) その他(セールスポイント等)

#### <中核センター機能>

- ア 横浜市の地域特性を踏まえた先進的な知的・精神発達障害、運動発達障害の早期発見・療育システムを構築しています。このシステムは、疾病構造の変化、医療技術の進歩、利用者のニーズ、社会福祉制度の変革に対応したもので、柔軟な運用による質の高い多様なサービス提供です。
- イ 学齢期以降の知的・精神発達障害児者、運動発達障害児者に対して、地域療育センターや医療機関と連携してサービスの提供を行い、事業団内の他部署(横浜ラポール、自立支援部、地域リハビリテーション部)とも協働で支援技術の開発と連携した支援体制の整備に取り組んでいます。また、ライフステージに即して地域生活を支援するため、幼児期から学齢前期・後期、青年期、成人期へと、連続かつ一貫した医療・福祉の総合的な支援サービスを、地域の支援機関の下支え機能、支援者支援機能として幅広く提供しています。
- ウ 高い専門性を持った医療専門職がチームでアプローチすることで、知的・精神発達障害に合併する協調運動障害や、運動発達障害に合併する精神発達(認知や社会性等)の課題など、複雑な様相を呈する重複障害像にも、多角的で多面的な評価とサービス提供が可能となります。

(A4判1枚(両面)にまとめてください。)

(様式3-2)

2 個別計画について

(事業名) ⑨診療所の運営 (障害者関係)

法人名 横浜市リハビリテーション事業団

事業計画書

(1) 当該事業に関する基本的考え方

- ア 横浜市のリハビリテーション施策の中核施設における診療所として、回復期リハビリテーション病棟の入院期間内では十分な対応が困難な高次脳機能障害や重度の麻痺などを認める利用者に対して、入院や外来において必要なリハビリテーション医療を積極的に提供します。
- イ 在宅重度障害者の地域生活を支援するために、地域の医療施設や訪問看護ステーション等の関係機関と連携し、リハビリテーション医療の提供と技術的支援を行います。
- ウ 在宅リハビリテーションサービス事業、障害者支援施設・就労支援施設の事業、高次脳機能障害支援センターの事業に、医師や看護師、その他リハビリテーション専門職が協力します。
- エ 障害者更生相談所の委託業務である補装具クリニックや心理判定業務を、医師、理学療法士、作業療法士、心理士等の職種が担当し、障害者更生相談所機能の専門性を高めます。
- オ 感染症対策として標準予防策を基本とし、手指衛生、マスク着用、環境整備を徹底します。来院者には体調のセルフチェックを依頼し、クラスター発生予防に努めます。

(2) 当該事業の実績に基づく課題

<入院診療実績>

(障害児関係を含む)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
入院患者総数	128人	101人	99人	83人	79人

過去5年間の入院患者数の平均は98人/年、占床率は平均60.1%と若干の低下を認めました(平成22年度~26年度の平均は103.2人/年、62.6%)。これは、令和元年度から2年度にかけて新型コロナウイルス感染症の流行の影響があると思われます。オンライン等を活用し、安心して入院、退院準備ができる環境をさらに整える必要があります。

- ア 重度障害者の生活期における機能評価・向上を目的とした多様な入院ニーズがあると考えますが、どのような形で当センターにつなげることができるかが課題です。
- イ 増加している高次脳機能障害に対する外来プログラム、身体機能面に対する先進的なリハビリテーション技術を利用したプログラムの発展は継続課題です。
- ウ 地域生活を送る障害児者に対する長期にわたるモニタリングの実施は継続課題です。

(3) 具体的な事業計画

ア 入院診療 (病床数: 19床)

- (ア) 身体障害や高次脳機能障害のある利用者が早期に地域社会に復帰できるよう、多職種がカンファレンス等を通じて連携し、個別に治療、訓練、看護プログラムを提供します。
- (イ) 障害者支援施設や在宅リハビリテーションサービス事業、高次脳機能障害者支援センター等の他部門および地域関係機関との連携を強化し、対象患者の増加を図るとともに、社会・地域生活に至る連続したサービスを提供します。
- (ウ) 健康的な社会生活 (健康寿命) の増進を図る目的で、在宅の頸髄損傷者や脳血管障害者を主な対象として、評価や集中訓練、指導等を行うフォローアップ入院を計画します。
- イ 外来診療 (診療科: リハビリテーション科、整形外科、精神科、内科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、歯科)、機能訓練
- (ア) 利用者の心身機能の向上が図れるよう、機能の評価・訓練を実施するとともに、必要な補装

具の処方などを行います。

- (イ) 地域支援・研究開発部門と連携し、在宅生活に至る連続したサービスを提供します。
- (ウ) 次の特殊クリニックを開設し、最新の知見をチームアプローチにより提供することで、他の施設では対応困難な利用者のリハビリテーションに積極的に取り組みます。
  - a 痙縮外来：最新の薬剤も用いたボツリヌストキシンによる筋痙縮のコントロールと集中訓練を連動させた最適なプログラムを実施します。
  - b 高次脳機能障害外来：高次脳機能障害支援センターの業務の一環として、相談、評価、訓練を実施し、本人、家族、および地域の関係機関に対する支援プログラムを充実させます。
  - c 補装具外来（義肢装具外来、車椅子・座位保持装置外来）：更生相談所と連携して、処方、仮合わせ・完成チェック、装着訓練等を医師、理学療法士、作業療法士等が支援します。
- (エ) 理学療法士や作業療法士、言語聴覚士、心理士、体育指導員が他職種と連携をとりながら、評価・訓練及び指導を行います。運動機能障害に関しては、特に歩行能力や上肢機能の向上を図るために、歩行補助ロボット、免荷式歩行トレーニング、HANDS療法、CI療法など先進的な技術を導入します。高次脳機能障害に対しては、集団での治療プログラムを発展させます。

#### ウ 他部門との連携

- (ア) 障害者支援施設など他部門の利用者に対し、医師による診療・健康管理を行います。また、在宅リハビリテーションサービス事業に医師をはじめとする専門職を派遣します。
- (イ) 就労支援プログラムに作業療法士や心理士等が参加し、評価・指導を行います。
- (ウ) 歯科衛生士による入院患者、障害者支援施設利用者、通園施設利用者への口腔衛生指導を行います。また、地域療育センターに歯科衛生士を派遣し、利用児に対してブラッシング指導を行うなど、サービスの拡充を図ります。
- (エ) 横浜ラポールの事業に、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など多くの職種が参加し、活動しています。今後は、片麻痺者の定期的な体力測定などを利用したモニタリング機能をさらに発展させて、障害者の健康寿命の増進を図ります。

#### (4) 職員配置の内容（担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記。）

**【診療所全体】** 医師 10 人、看護師 19 人、看護助手 2 人、放射線技師 1 人、臨床検査技師 4 人（他療育センターと兼務）、薬剤師 1 人、歯科衛生士 2 人、理学療法士 9 人、作業療法士 7 人、言語聴覚士 4 人、心理士 13 人、保育士 3 人、体育指導員 1 人（診療所長、センター長を含む）

#### (5) その他（セールスポイント等）

- ア 失語症を含めた高次脳機能障害に対して、集団プログラムの再構築を推進しています。
- イ 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターや横浜市大病院等の基幹病院と組織的に連携し、急性期以降の連続したサービスを提供することにより、早期社会復帰を実現しています。また、難病者に対しても、発症・診断早期からの対応を実施しています。
- ウ 先進的な機器や技術を導入した歩行機能、上肢機能のさらなる向上、新たな抗痙縮薬の使用など高いエビデンスが認められる治療を行っています。
- エ 医療専門職と福祉職の連携強化により、社会参加に向けた行動範囲の拡大プログラムを実施しています。
- オ 新型コロナウイルス感染症の対応として、オンラインを活用しながらグループ訓練、家族指導などが滞りなく実施できるよう新たなプログラム手法を実施していきます。

(A4判1枚(両面)にまとめてください。)

## 事業計画書

### (1) 当該事業に関する基本的考え方

#### <利用者ニーズに応じた相談支援>

ア 身体障害に限らず、高次脳機能障害、発達障害、それらを重複する障害等に起因する様々な課題やニーズに対して横浜市におけるリハビリテーションの中核的な相談窓口を担い、リハビリテーションセンターの専門機能を踏まえた相談支援を実施します。

イ 幼児期～高齢期に至るライフステージごとの障害児者と家族が抱える生活課題やニーズに対する相談支援をセンターの専門職や関係機関と連携し実施します。

#### <地域ニーズに対する相談支援>

ア 障害児・者の地域生活の充実を図るため、相談部門のアウトリーチ機能を活用し、リハビリテーションセンターの総合性・専門性を背景に、関係機関への相談支援を実施します。

イ リハビリテーションの専門機関の立場から障害児・者や家族の個別ニーズの把握と関係機関連携や開催される会議への参加をとおして明らかになる地域課題を集約し、社会的ニーズに適合した施策の提言をまとめるなど行政施策と整合した具体的な事業の推進に貢献します。

#### <地域療育センターにおける相談支援>

ア 港北区を担当する地域療育センターとして相談支援に取り組みます。特に相談から開始される療育を推進するため、心理士相談やひろば事業と合わせた相談を中心とした一次支援を強化します。また、保育所・幼稚園、学校等の関係機関への相談支援にも積極的に取り組んでいきます。

イ 全市を対象とする難聴幼児への支援、地域療育センターから連続する学齢後期支援等の中核センター機能による相談支援を推進します。

#### <障害者更生相談所業務の後方支援>

障害者更生相談所から委託された補装具判定や療育手帳・総合判定の心理判定、自立支援医療等に係わる各種相談及び評価・判定等の業務に取り組み、関係機関への技術援助についても協働していきます。

### (2) 当該事業の実績に基づく課題

#### <実績>

ア インテーク数 (再利用を含む)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
インテーク数	7,751人	7,909人	7,871人	7,971人	7,299人

イ リハセンターサービス担当者会議の開催 (月2回開催)

ウ 地域療育センター長会 (年2回開催)

エ 療育体制会議 (月2回)、相談・診療会議 (月3回)、及びこれらの事務局会議 (月1回)

#### <課題>

ア 相談業務は、リハセンター内外における中枢・中核機能を担うことから、その役割は更に重要になります。利用者視点に立ち、利用者の意思決定を保障し、利用者自身の力を高める実践が求められます。

イ 障害の発症から地域生活への移行支援やライフステージにおける節目の課題に適切に介入していくための相談支援体制の構築を進める必要があります。

### (3) 具体的な事業計画

#### <総合相談窓口>

センターの利用に限らず、支援の起点となるように障害に関わる様々な相談に対応します。その上で、センターの支援が必要な場合には専門的機能を一体化した連続的・総合的サービスの導入を図ります。これらの支援では、個人情報の保護を徹底し、関係機関と十分な連携を行います。

#### <リハビリテーションセンター利用者への一貫した支援>

ア リハビリテーションセンターの専門機能に基づく入院・入所・通所・通園（児童発達支援、児童発達支援事業所）・外来利用児者へ継続的に相談支援を実施します。また、これらのサービスが利用終了後も、必要なフォローアップを実施します。

イ 中途障害部門・小児部門における支援の検討やサービス調整にかかわる会議の主催・参加をとおして、相談から終了までの一貫した相談部門の対応を行います。

#### <地域関係機関への支援>

ア 二次相談支援機関の立場から、地域で行われる自立支援協議会等に参加します。また、各区の福祉保健センターや基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、支援を実施します。

イ 高次脳機能障害への支援では、18区の中途障害者地域活動センターへの訪問による専門相談をとおして連携した相談支援を実施します。

ウ 港北区を担当する地域療育センター相談部門として、関係機関への支援を担います。

(ア) 港北区福祉保健センターがフォローする乳幼児について、「4か月児・1歳6か月児療育相談」を実施し、区福祉保健相談センター、子育て支援拠点等と連携した親支援を行い、適切な療育への導入を図ります。

(イ) 幼児期のインクルージョンを担う保育所・幼稚園と連携して、児への支援技術や保護者支援について専門性に基づく具体的な方法を提示して支援します。

(ウ) 学校支援事業では、専任スタッフが学校を訪問し、教員への研修やコンサルテーションの実施など、各学校の状況に応じた技術支援を実施して、教育機関との連携を図ります。

#### <横浜市相談支援システムの構築>

ア 横浜市の重層的な相談支援システムにおける二次相談機関の役割を担い、身近な相談者、一次相談機関、基幹相談支援センター、相談支援事業所等を支え、横浜市の相談支援を牽引します。

イ 「療育センター長会」の開催、「横浜市地域リハビリテーション協議会」の事務局である障害者更生相談所の補佐など、横浜市のリハビリテーションに係る各種連絡会議において関係機関の情報交換に寄与し、地域ニーズに沿った施策提言ができるよう取りまとめの役割を果たします。

### (4) 職員配置の内容（担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記）

総合相談部長1人（兼務）、相談調整課長2人、ソーシャルワーカー12人、心理士3人

### (5) その他（セールスポイント等）

ア 障害者更生相談所からの委託業務については、リハビリテーションセンター開設以来の実績と経験を重ねており、障害者更生相談所業務の内容を深く理解して、緊密な業務関係を築いています。

イ センター内の利用者支援にかかわる各種調整会議の開催のみならず、関係する様々な連絡会議等の一翼を担っています。これらの役割を果たすことによって集約される内容を取りまとめ、横浜市のリハビリテーション中核施設として、福祉行政への新たな提言を今後も引き続き積極的に行っていきます。

(A4判1枚（両面）にまとめてください。)

## 事業計画書

### (1) 当該事業に関する基本的考え方

地域サービス業務は、地域で生活する障害児者の生活課題を解決することを目的に、福祉機器支援センターと一体運営のもと、リハビリテーションセンターの専門機能を活かしたサービスを展開しています。

#### <地域における一貫したリハビリテーションの実施>

ア 地域で生活している障害児者のライフステージに沿った支援を行っていくため、総合相談、診療所、障害者支援施設、地域療育センター等、リハビリテーション事業団の専門機能と連携しながら、一貫したリハビリテーションを効果的に実践します。

イ 福祉保健センター、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、中途障害者支援施設等との連携を強化し、地域における総合的かつ包括的なリハビリテーション事業を展開します。

#### <関係機関の下支え>

社会情勢の変化に伴う地域ニーズを適切に把握し、長期的リハビリテーションの視点で、リハビリテーションセンターの機能と連携しながら、訪問看護、訪問リハビリテーション等関係機関への技術支援及び支援困難な障害児者への直接サービスを重視します。

#### <専門機能の発揮>

高次脳機能障害、難病（進行性疾患）、重症心身障害、発達障害等に対し、確かな専門性に基づいて、未整備な状況にある支援の充実に向け、具体的で実効性のある業務の展開に努めます。特に、難病（進行性疾患）については、ライフステージに応じたサービスを積極的に推進します。

#### <機動性の高い運営の実現>

利用者ニーズへの即時対応性を高めるため、福祉機器支援センターの地域拠点機能を活用して地域の関係機関と連携強化を図り、効果的・効率的な事業運営と機動性の向上に努めます。

### (2) 当該事業の実績に基づく課題

#### <実績>

ア 在宅リハビリテーション事業及び住環境整備事業実績（各福祉機器支援センター実施分を含む）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
評価訪問	1,091人	1,119人	1,044人	974人	1,026人	1,113人
継続訪問	4,282人	4,244人	4,365人	3,479人	3,718人	3,965人
住環境整備	188件	128件	107件	117件	76件	85件

イ 関係機関技術支援事業

	平成27年度	平成28年	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
実施件数	137件	161件	143件	136件	132件	110件

#### <課題>

ア 脳血管障害者等中途障害者においては、生活の拡大や社会参加等の活動範囲の拡大に向けた支援が不十分であり、対象者の発掘、長期的支援体制の構築が必要となっています。

イ 発症間もない進行性疾患者の生活障害への対応、今後進行する障害への準備、さらにはQOLに対する支援体制が不十分であり、地域支援者と連携を強化した支援体制づくりが必要です。

### (3) 具体的な事業計画

事業計画の実施に当たり、リハビリテーションセンター全体の機能を活かしたサービス提供を行います。また、サービスの提供には、センターの専門職の派遣あるいは内部機能を積極的に活用します。

#### <在宅リハビリテーション事業>

- ア 難病を含む在宅重度障害児・者（介護保険対象外、介護保険では対応困難なニーズ）への適時、効果的なリハビリテーションサービスの提供に重点をおいた事業展開を図ります。そのために、医療機関、福祉保健センター、訪問看護ステーションとの連携を強化します。また、訪問看護ステーション等で対応に苦慮する在宅重度障害児・者に対し、リハビリテーション科医師の積極的派遣や専門スタッフの派遣により、評価に基づいたリハビリテーションプランを作成し支援を行います。
- イ 高次脳機能障害者の家庭復帰、社会参加、生活を継続する上での課題に対し、専門スタッフの派遣により、評価、実践を通じた定着指導、家族や支援者に対する支援を実施します。
- ウ 医療機関や訪問看護ステーションとの連携を強化し、在宅障害児者の生活圏の拡大、QOL（生活の質）の向上を目的に、センターの評価機能、入院・入所機能を活用した事業展開を図ります。

#### <住環境整備事業を含む環境整備>

- ア 横浜市の当該制度と連動しつつ、専門的な立場から生活全般を視野に入れた評価とリハビリテーションプランを作成し、必要な住環境整備についての技術的な支援を行います。
- イ 機能訓練や動作指導に重点をおいて事業を展開することにより、整備した環境（自立支援機器を含む）、導入した福祉用具の適正な使用を促し、利用者の在宅生活の充実を図ります。
- ウ 介護保険事業者と連携し、専門的な立場から身体機能や介護者能力など生活全般を視野に入れた評価をもとに、必要な環境整備、福祉用具の選定、動作・介護法指導を行います。

#### <関係機関支援事業>

- ア 中途障害者地域活動センターに対して、高次脳機能障害者の環境整備を中心に技術支援を行います。
- イ 障害者施設に対して、高齢化した入所者の機能評価、職員への介護法等の支援を行います。
- ウ 地域療育センターに対し、在宅リハビリテーション事業などの活用を充実させます。
- エ 上記に限らず、必要に応じて対象範囲を拡大し、地域の関係機関の支援を積極的に実施します。

#### <研修等への協力>

- ア 自主研修及び受託研修等種々の研修に対して必要な職員の派遣を行います。
- イ 高次脳機能障害支援、福祉用具開発等内部連携事業に対し職員を派遣します。

### (4) 職員配置の内容（担当職員の職種、人数等。兼務の場合、その旨を明記。）

地域支援課長 1 人、地域支援課担当課長 2 人、ソーシャルワーカー 4 人、保健師 1 人、理学療法士 7 人、作業療法士 7 人、建築士 1 人（兼務）（うち地域支援課担当課長、ソーシャルワーカー 3 人、理学療法士 4 人、作業療法士 4 人は、福祉機器支援センターに勤務）

### (5) その他（セールスポイント等）

- ア リハビリテーションセンター開設以来、地域リハビリテーションにおける総合的なサービスを全国に先駆けて事業化してきました。地域包括ケアシステムが実現する中で、障害児・者に対し、日本では先駆的な地域リハビリテーションサービスを実施しています。
- イ 横浜市の住環境整備事業について、福祉保健センターと連携して適切な給付判断の下支えを行うとともに、制度改革等に対するアドバイスや研修を行い、制度の適正な運用に寄与しています。

（A4判1枚（両面）にまとめてください。）